| | | |
|---|---|---|
| 委託に係る業務の内容又は委託先の変更 | 一　変更の内容<br>二　変更年月日 | |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | | |

別紙様式第五号を別紙様式第九号とし、別紙様式第四号の次に次の四様式を加える。

**別紙様式第５号**（第50条の31の29第２号ニ関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
名　　称
氏　　名

| | 価　　額 | 摘　　要 |
|---|---|---|
| 資　産　計(A) | | |
| 負　債　計(B) | | |
| (A)－(B) | | |

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合に限り、登録申請書に添付すること。

２　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

３　(A)及び(B)の価額の算出は、次のとおり行うこと。

(1)　基礎とする各資産及び各負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請の日の前年の12月31日における残高による。

(2)　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記(1)にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額による。

(3)　土地及び建物の価額については、上記(1)にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額による。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額とすることを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × $\frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}}$ × $\frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$ ＋

居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額 × $\frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額 × $\frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$

(4)　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額による。

(5)　営業権、地上権その他の無形固定資産についても、(A)の価額の算出の基礎とする。

**別紙様式第６号**（第50条の31の43第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日

主たる営業所又は
事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印

（記載上の注意）

１　この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。

２　記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

１　登録年月日及び登録番号

（記載上の注意）

水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の５の８第６項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第２項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の４第１項第２号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

２　特定信用事業電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

３　特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

(1)　組合又は連合会との間の契約の締結の状況

| 契約締結組合又は連合会名 | 契約年月日 | 特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |

（記載上の注意）

１　本表は、組合又は連合会との間で法第121条の５の３第１項の契約を締結している場合に記載すること。

２　「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第121条の５の３第１項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。３において同じ。）の名称を記載すること。